

アスベスト問題に関する経済産業省の過去の対応の検証

平成17年8月26日
経済産業省

< 概要 >

アスベスト問題に関するこれまでの経済産業省の取組は、アスベストの代替化の促進、及び産業界に対するアスベストに係る規制の遵守の指導及び規制に応じた当省関連の関係法令等の整備、の2つに大別される。

代替化の促進については、1975（昭和50）年から工業技術院においてアスベストの代替化のための研究開発に取り組むとともに、1987（昭和62）年から石綿スレート製造業の中小企業における構造改善事業の一環として代替化を促進してきた。また、1990（平成2）年以降は、省内担当局に石綿対策検討委員会を設置するとともに、併せて委託調査を行い、アスベストの代替化促進のための調査研究を実施してきたところである。

また、アスベストに係る規制の遵守及び規制に応じた関係法令の整備については、厚生労働省所管の労働安全衛生法、環境省所管の大気汚染防止法等アスベストに係る規制の遵守を産業界に対し指導するとともに、規制の変更に応じ、こうした規制を担保するために鉱山保安法、輸入貿易管理令等、当省所管の関連法令を適宜整備してきた。

< 検証の経緯 >

平成17年7月29日にアスベスト問題に関する関係閣僚会合において取りまとめられた「アスベスト問題への当面の対応」において、「政府の過去の対応について、アスベストの関するこれまでの通知・通達、行政文書、研究結果等について関係省庁での調査を踏まえ、8月までに検証する（厚生労働省、環境省等）」とされていることから、アスベスト問題へのこれまでの当省の対応を整理し、その妥当性を検証することとした。

< 調査の方法 >

（1）関係書類の確認

- ・ 省内関係課室がアスベストに関してこれまでに発出した通達・通知、実施した委託調査、国会議事録等を調査。

（2）関係職員からの事実関係の聴取

- ・ アスベストに係る業務を担当していた職員に対し、アスベスト問題への取り組みについて事実関係等を電話又は面談により聴取した。

検証の結果

アスベスト問題に関するこれまでの当省の取組は、アスベストの代替化の促進、及び 産業界に対するアスベストに係る規制の遵守の指導及び規制に応じた当省関連の関係法令等の整備、の2つに大別される。以下、この整理に沿いこれまでの取組を概観することとする。

1. アスベストの代替化促進に関する取組

以下では、まず、アスベストの代替化を促進するために当省として取り組んできた施策について整理する。

(1) 研究開発の推進

アスベストの代替化に関する研究開発については、昭和50年代から通商産業省工業技術院の研究所において様々な研究を行ってきている。例えば、アスベスト代替材料としての耐アルカリ性ガラス繊維の開発が求められていたことを背景に、1975(昭和50)～1978(昭和53)年度にかけて、工業技術院九州工業技術試験所において、無機構造材料に関する研究としてシラスガラス繊維の耐アルカリ性の評価に関する研究を実施した。このほか、アスベストの代替化に関連する研究開発としては、ディスクブレーキ用摩擦材の研究(1985(昭和60)～1988(昭和63)年度、工業技術院機械技術研究所)、非アスベスト摩擦材料の研究(1989(平成元)～1991(平成3)年度、同)、非スチール摩擦材料に関する研究(1992(平成4)～1993(平成5)年度、同)、押出成形技術の基礎的研究(1988(昭和63)～1990(平成2)年度、工業技術院九州工業技術試験所)、積層建材押出技術に関する基礎的研究(1991(平成3)～1993(平成5)年度、同)、アスベスト廃棄物の無公害化処理・利用技術に関する研究(1990(平成2)～1993(平成5)年度、工業技術院資源環境技術総合研究所)を実施している。そのほか、民間企業に対し補助金を交付し、アスベストの非アスベスト化技術開発に取り組んでいる(2002(平成14)～2004(平成16)年度)(別表1)。

(2) 中小企業における取組の支援

代表的なアスベスト含有製品である石綿スレートの製造業は、需要低下による過当競争、原材料・輸送費・人件費等の上昇により企業経営が悪化していたことから、通商産業省は、1987(昭和62)年5月、中小企業近代化促進法(昭和38年法律第64号)の規定に基づき、製品の品質向上、事業の効率化、アスベスト含有低減商品・アスベスト代替品の開発等を内容とする「石綿スレート製造業の中小企業近代化計画」を策定した。

この近代化計画を受け、同年6月、全国石綿スレート協同組合連合会が、アスベスト含有率低減化技術の開発、粉じん防止対策等を内容として含む「石綿スレート製造業の中小企業構造改善計画」(対象期間:1987(昭和62)年6月~1992(平成4)年3月)を策定したので、中小企業近代化促進法に基づき、通商産業省はこれを承認し、中小企業におけるアスベストの代替化を促進した。

なお、近代化計画においては、その後も第二次(対象期間:1992(平成4)年7月~1997(平成9)年3月)及び第三次(対象期間:1999(平成11)年4月~2004(平成16)年3月)においても、アスベスト代替製品・アスベスト含有低減商品の開発が内容に含まれており、当省として構造改善事業の一環としてアスベストの代替化に取り組んできたところである。

(3) 石綿対策検討委員会における検討及び調査

アスベストの代替化及び低減化を円滑に推進していくため、1989(平成元)年4月、学識経験者、アスベスト製品メーカーの業界団体の代表からなる石綿対策検討委員会(生活産業局長の私的諮問機関、労働省職員も委員として参加)を設置し、アスベスト製品の代替化及び低減化等の現状と今後の対応策、アスベスト粉じん対策等について検討を行った。また、この委員会での検討も踏まえつつ、1990(平成2)年3月、委託調査(建設省の職員も委員として参加)において中小のアスベスト製品製造事業者のアスベスト代替化を促進することを目的に石綿代替製品開発ガイドラインを作成した。なお、1991(平成3)年度以降、アスベスト代替繊維の研究などの調査研究を実施してきたところである(別表2)。

2. 労働安全衛生法、大気汚染防止法等による規制に対応した関係法令等の整備等

以下では、厚生労働省所管の労働安全衛生法及び環境省所管の大気汚染防止法における規制の変更を区切りとして、(1)1971(昭和46)年から1988(昭和63)年まで、(2)1989(平成元)年から1994(平成6)年まで、(3)1995(平成7)年から2003(平成15)年まで、及び(4)2004(平成16)年以降、の4つの時期に大別して、それぞれの期間における取組を整理する。

(1) 1971(昭和46)年から1988(昭和63)年までの期間

<規制措置の概要>

- ・ 1971(昭和46)年制定の特定化学物質等障害予防規則(以下「特化則」という。)においてアスベストも規制対象物質となり、1)局所排気装置の設置、2)容器等への取扱注意事項等の表示、3)作業主任者の選任、4)作業環境測定の実施、5)保護具の備え付け等の規制の義務づけが行われた。

- ・ 1975（昭和50）年、特化則の改正により、1)アスベスト等の吹き付け作業の原則禁止、2)特定作業における湿潤化によるアスベスト等の発散防止、等の規制強化が行われた。

アスベスト製品製造業に対する法令遵守の指導

特化則の制定前後にアスベスト製品企業の主要な工場を視察しアスベスト対策について要請するとともに、同規則制定後、業界に対し同規則に基づくアスベスト対策の遵守を指導した。

アスベスト鉱山に対する法令遵守の指導、関係法令の整備

アスベスト鉱山の危害及び鉱害の防止は鉱山保安法において、アスベスト粉じんの飛散防止措置の実施、敷地境界及び作業環境中のアスベスト粉じん濃度の測定など、労働安全衛生法、大気汚染防止法と同等の内容で規制や指導を行っている。

具体的には、特化則に基づいて定められた抑制濃度（1971（昭和46）年労働省告示：2mg/m³、1975（昭和50）年労働省告示：5本/cm³等）を遵守するよう指導した。

また、1988（昭和63）年には新たに作業環境評価基準が策定されたことを受けて（1988（昭和63）年労働省告示：2本/cm³（クロシドライトは0.2本/cm³）、2005（平成17）年厚生労働省告示：0.15本/cm³）、引き続き鉱山を指導するとともに、鉱山保安法に基づく告示（1992（平成4）年10月1日付け及び2005（平成17）年4月1日付け）において、それぞれ同等の基準を規定した。なお、鉱山保安法の規制を受けるアスベスト鉱山は、昭和50年以降、北海道富良野市に所在する1鉱山のみとなっている。

（参考）我が国のアスベスト鉱山

我が国において、アスベストの採掘実績が確認できる鉱山は32鉱山あるが、その多くは昭和20年代に採掘を終了し、1974（昭和49）年には全ての鉱山が採掘を終了している。我が国鉱山では、1938（昭和13）年から1974（昭和49）年までの間、約37万ト（368,180ト）のアスベストが生産された。現在、我が国においてアスベストを採掘している鉱山はないが、北海道富良野市に所在する鉱山（1鉱山）では、1969（昭和44）年にアスベストの採掘を終了した後、採掘後の残りかすである鉱さいを原料としてアスベストの生産やアスベストを含むモルタル混和剤の製造を行っている。ただし、アスベストの生産は2002（平成14）年11月に終了しており、また、モルタル混和剤も2003（平成15）年10月以降は、アスベストの成分を高温で加熱して無害な物質に変化させた上で製造されている。

（2）1989（平成元）年から1994（平成6）年までの期間

<規制措置の概要>

1989（平成元）年、大気汚染防止法が改正され、工場又は事業場の敷地境界におけるア

スベストの濃度基準が設定された（10本/リットル）。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の改正

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号。以下「管理者法」という。）は、公害防止組織を整備する工場を、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の各種公害規制法の規制対象施設を引用する形で定めることとしており、各種公害規制法の規制措置等の実効性を高めるため、各種公害規制法の規制対象施設の追加に伴って管理者法においても規制対象工場を追加している。

1989（平成元）年、アスベストによる大気汚染を防止するため大気汚染防止法が改正され、それに伴って、大気汚染防止法改正の附則において管理者法が改正された。これにより、特定粉じん（アスベスト）発生施設を設置する工場（注）について公害防止組織の整備が義務付けられることとなった。

具体的には、本改正により、特定粉じん発生施設を設置する工場に対して、公害防止管理者等の選任と都道府県知事等への届出を義務付けたことにより、アスベストを取り扱う工場での公害防止組織が確立された。

（注）特定粉じん発生施設を設置する工場

製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場のうち、大気汚染防止法施行令別表第 2 の 2 に掲げる施設（特定粉じん発生施設）が設置されている工場。

アスベスト鉱山に関する関係法令の整備

大気汚染防止法の改正により工場又は事業場の敷地境界における大気中のアスベストの濃度基準（10本/リットル）が定められたことを受け、1990（平成2）年4月、金属鉱山等保安規則において同等の基準を規定した。

「石綿粉じん排出抑制マニュアル」の作成

1989（平成元）年、生活産業局長の私的諮問機関として石綿対策検討委員会（前出）を設置し、1990（平成2）年2月、大気汚染防止法の改正により設定された敷地境界における濃度基準を遵守するための具体的な措置（除じん装置の設置や廃棄物置場の厳格な管理等）を「石綿粉じん排出抑制マニュアル」としてとりまとめるとともに、これに基づきアスベスト製品製造事業者を対象に講習会を実施した。

クロシドライト（青石綿）の輸出承認の対象化

1992（平成4）年7月、「国際貿易における化学物質の情報交換に関するロンドンガイドライン」（以下「ロンドンガイドライン」）の担保措置として、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「外為法」という。）に基づく輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）を改正し、クロ

シドライトを輸出承認の対象とした。

アスベストを含む廃棄物の輸出入規制の対象化

1993(平成5)年12月、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の担保措置として、外為法に基づく輸出令及び輸入貿易管理令(以下「輸入令」という。)の規定による輸入公表(昭和41年通商産業省告示第170号)を改正し、アスベスト(粉じん又は繊維状のもの)を含有する廃棄物を輸出承認及び輸入承認の対象とした。

化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針の制定

1992(平成4)年に開催されたUNCED(国連環境開発会議)アジェンダ21やILO(国際労働機関)において化学物質安全性データシート(MSDS)を取引の際に併せて交付する制度を普及させるべきことが指摘され、既に欧米を中心に導入されつつあったことから、我が国でもこれら国際的な動向と調和した形でMSDSの導入等を内容とする化学物質の安全性に係る情報提供制度の創設について、通商産業省、厚生省、労働省の三省で検討を進めた。そして1993(平成5)年3月に、化学物質の譲渡・提供の際に当該化学物質の安全性に係る情報等を化学物質安全性データシート(MSDS)により提供することを求めるため「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」を厚生省と共同で告示した。同指針において、アスベストも対象物質の一つとして指定した。

これに関し、社団法人日本石綿協会を含む28の業界団体に対して、通商産業省基礎産業局長名(及び業界団体を所管する内局・外局の長)にて、当該告示の周知徹底に係る依頼文書を発出した(1993(平成5)年5月26日付け通知)。また、各地方通商産業局長及び沖縄総合事務局通商産業部長並びに47都道府県知事に対しても同趣の文書を発出した。

阪神・淡路大震災の復旧作業時の対応

1995(平成7)年2月、政府の「石綿対策関係省庁連絡会議」でとりまとめられた「阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策」に基づき、関係省庁は関係事業者等による飛散防止対策等が積極的に実施されるよう、関係団体等に対する指導をはじめ、飛散防止対策等の周知徹底、情報提供等必要な措置を講じることとなった。

通商産業省は、1995(平成7)年2月、建築物の解体・撤去に際し、アスベスト飛散による二次災害防止のために、業界団体である日本石綿製品工業会に協力要請を行うとともに、近畿通商産業局に対して、アスベストの飛散防止対策、アスベスト廃棄物の適切な処理、労働者の暴露防止対策の指導等を求める通達を発出した。これを受け、近畿通商産業局商工部長から、(社)関西経済連合会、(社)大阪工業会、(社)兵庫工業会、大阪商工会議所、(社)日本鉄鋼

連盟大阪事務所、関西化学工業協会など26関係団体に対して、「阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策」の徹底について周知がなされた。

アスベスト等の濃度測定に関する規格の制定

アスベストを取り扱う事業場内の作業環境については労働安全衛生法、工場から一般環境に排出されるアスベストについては大気汚染防止法にそれぞれ基づき浮遊アスベスト濃度の測定方法が定められていたのに対して、排気の制御など工程管理における測定方法がなかったことから、工場等の空気清浄装置の性能測定、排気の制御等に適用することを主目的に、空气中に浮遊しているアスベストの測定方法に関するJIS規格(JISK3850)を1995(平成7)年1月に制定した。

(3) 1995(平成7)年から2003(平成15)年の期間

<規制措置の概要>

- ・ 1995(平成7)年4月、労働安全衛生法施行令の改正により、アモサイト(茶石綿)及びクロシドライト並びにこれらの含有製品(その重量の1%を超えて含有する製剤その他の物)の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止された。
- ・ 労働安全衛生規則の改正により、耐火建築物等におけるアスベスト除去作業に関する計画の届出が義務づけられた。
- ・ 特化則の改正により、特定作業における保護具、作業衣等の使用、解体工事におけるアスベスト等の使用状況の調査、吹き付けられたアスベスト等の除去作業における作業場所の隔離等の規制が強化された。

輸入公表の改正

輸入に関するその担保措置として以下の取組を実施した。

すなわち、1995(平成7)年4月、外為法に基づく輸入令の規定による輸入公表を改正し、上記を輸入割当品目に追加した。これにより、当該品目については事実上輸入禁止となった。

アモサイトの輸出承認の対象化

1995(平成7)年4月、労働安全衛生法施行令の改正を受け、アモサイトがロンドンガイドラインの規制対象物質となったことから、外為法に基づく輸出令を改正し、アモサイトを輸出承認の対象とした。

化学物質管理における対応

1999(平成11)年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及

び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」を制定し、化学物質安全性データシート（MSDS）の提供を義務化するとともに、アスベストの排出・移動量の届出（PRTTR制度）を義務付けた（参考1，2）。また、PRTTR制度の適切な実施を促進するため、当省の指導の下、平成12年11月に（社）日本石綿協会がアスベストに係る「PRTTR排出量推計マニュアル」を策定し、化管法の届出対象事業者において、適切な排出・移動量の把握が行われ、自主管理が進められている。

（参考1）化管法は、1999（平成11）年7月13日公布、平成12年3月30日施行。

（参考2）化管法上の特定第一種指定化学物質に指定されているアスベストについて、対象事業者に排出移動量等の届出及びMSDSの提供の義務がかかる。具体的には、アスベストを年間0.5t以上（第一種指定化学物質は1t以上）取り扱う事業所を有する対象事業者が制度の対象となる（取扱量を算出する製品要件：原則0.1%以上アスベストを含有するもの）。また、原則0.1%以上アスベストを含有する製品を譲渡・提供する際にはMSDSを交付する義務がある。

ロッテルダム条約への対応

2003（平成15）年12月、ロンドンガイドラインを条約化した「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」（以下「ロッテルダム条約」という。）の担保措置として外為法に基づく輸出令を改正し、クロシドライト、アモサイトを引き続き輸出承認の対象とした（ロッテルダム条約は2004（平成16）年9月13日、国内において効力発生）。なお、2005年（平成17）年2月、ロッテルダム条約の規制対象物質にアクチノライト、アンソフィライト、トレモライトが追加され、輸出承認の対象とした。

（4） 2004（平成16）年以降これまで

<規制措置の概要>

2004（平成16年）10月、労働安全衛生法施行令の改正により、アモサイト及びクロシドライト以外のアスベストの含有製品（建材、摩擦材、接着剤のうち、その重量の1%を超えて含有する以下の10品目）の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止された。

- ・石綿セメント円筒
- ・窯業系サイディング
- ・ブレーキライニング
- ・押出成形セメント板
- ・クラッチフェーシング
- ・接着剤
- ・住宅屋根化粧スレート
- ・クラッチライニング
- ・繊維強化セメント板
- ・ブレーキパッド

輸入公表の改正

輸入に関するその担保措置として以下の取組を実施した。

すなわち、2004（平成16年）10月、外為法に基づく輸入令の規定による輸入公表を改正し、上記の10品目を輸入割当品目に追加した。これにより、当該品目については事実上輸入禁止となった。

労働安全衛生法施行令に関する規格の廃止等

JISにおけるアスベスト含有製品の取扱いについては、アスベストに係る規制の動向やアスベスト含有製品の市場での流通量等の実態を勘案し、アスベスト含有製品に関するJISについて、JIS自体の廃止又は材料としてのアスベストを除外する改正を行ってきた(別表3)。この結果、現在、法令等でその使用等が禁止されているアスベストの利用を規定しているJISは存在しない。

(別表1) 経済産業省で実施したアスベスト代替化を目的とした主な研究開発

No.	テーマ名	実施期間	実施機関	概要
1	無機構造材料に関する研究(特別研究)	昭和50～53年度	工業技術院九州工業技術試験所	アスベスト代替のためのガラス繊維の耐アルカリ性の評価に関する研究
2	ディスクブレーキ用摩擦材料の研究(経常研究)	昭和60～63年度	工業技術院機械技術研究所	アスベスト代替材料のチタン酸カリウムについてアスベスト基材との摩擦・摩耗特性の比較検討に関する研究
3	非アスベスト摩擦材料の研究(経常研究)	平成元～3年度	同上	自動車用ブレーキの摩擦材としてチタン酸カリウム繊維の特性の評価とアラミド繊維との複合化による改善手法に関する研究
4	非スチール摩擦材料に関する研究(経常研究)	平成4～5年度	同上	アスベスト代替材料のセラミックス繊維、アラミド繊維を用いたブレーキパッドの摩擦・摩耗特性の評価に関する研究
5	押出成形技術の基礎的研究(経常研究)	昭和63～平成2年度	工業技術院九州工業技術試験所	無石棉押出建材で問題となる成形体の表面荒れの改善のための添加剤の影響等に関する研究
6	積層建材押出技術に関する基礎的研究(経常研究)	平成3～5年度	同上	無石棉化による押出建材について各種の補強繊維等の成形条件に関する研究
7	アスベスト廃棄物の無公害化処理・利用技術に関する研究	平成2～5年度	工業技術院資源環境技術総合研究所	アスベストの無害化のための白石綿の酸処理に基づく化学的処理技術に関する研究
8	アスベストの非アスベスト化技術開発に関する補助事業	平成14～16年度	株式会社ノザワ (注)	アスベストを含む蛇紋岩鉱さいを化成処理することによるアスベストを非アスベスト化等に関する研究開発

(注) 補助金の交付先

(別表2) アスベストに関する委託調査研究

	報告書名	委託先	概要
平成2年度	石綿代替製品調査研究報告書(中小企業のための石綿代替製品開発ガイドライン)	(財)建材試験センター	大企業に比べ技術開発力に劣る中小石綿製品製造企業が、石綿代替製品を開発する際に活用できるガイドラインを作成することを目的として、石綿セメント製品のうち最も石綿の使用量が多く、かつ、代替化が遅れていた石綿スレートを対象に、代替製品の基本物性、防火性能、耐久性能を試験し、代替繊維の種類と含有率を明らかにした。
平成3年度	石綿含有率低減化製品調査研究報告書	(財)建材試験センター	石綿含有率低減化製品における代替物質(無機・有機等の繊維物質)の種類・含有率と製品の性能を評価し、代替物質の適性について調査することを目的として、石綿スレートについて、既存の設備により試作した無石綿製品及び低減化製品と従来の石綿含有製品との性能比較を行い、実用可能性を検討した。
平成4年度	石綿含有率低減化製品等調査研究	(社)日本石綿協会	石綿代替繊維の安全性評価に必要な基盤整備を図ることにより適切な石綿代替化を促進させることを目的として、石綿代替繊維、繊維状物質について、繊維状物質の現状、生体影響に係る物理・化学的特性、検査方法についての調査検討及び繊維状物質の特性と生体影響に関する文献調査を実施した。
平成5年度	石綿含有率低減化製品等調査研究	(社)日本石綿協会	前年に引き続き、工業用繊維の生体における滞留性の検討、生体影響評価実験の基準となる標準繊維の作製方法の検討、工業用繊維の健康影響、安全対策に関する国内外の情報収集、工業用繊維の安全性評価に寄与する試験方法の調査を実施した。
平成6年度	石綿含有率低減化製品等調査研究	(社)日本石綿協会	前々年、前年に引き続き、工業用繊維の作製、工業用繊維の安全性評価の予備実験、工業用繊維の安全管理についての国内外の情報整理を実施した。
平成7年度	石綿含有率低減化製品等調査研究	(社)日本石綿協会	石綿含有製品製造企業及び工業用繊維・含有製品製造企業における環境マネジメントシステム(ISO14001)の環境管理・監査規格への対処について、現状及び問題点を把握し、今後の対策を検討することにより、適切な管理仕様を促進させることを目的として、経営方針、社内組織、内部監査及び環境報告書、広報・啓蒙・社会活動、環境関連コストの現状と認識等についてアンケート調査を実施した。
平成8年度	石綿含有率低減化製品等調査研究	(社)日本石綿協会	実際の施工現場での加工時、解体時における粉じんの発生量等について信頼できるデータを手に入れることを目的として、石綿含有製品のうち、製造量の多い建材について、切断・研磨などの加工時、解体時を想定した実験等により石綿繊維を含む粉じんの発生量・濃度の測定評価等を実施するとともに、施工現場における施工作業状況や粉じん対策等の実施状況を把握するため、施工実施責任者に対し、施工作業の状況、粉じん対策、呼吸用保護具の状況、廃棄物処理などについて、アンケート調査を実施した。
平成9年度	石綿含有率低減化製品等調査研究	(社)日本石綿協会	石綿含有建築材料を対象に、施工現場における石綿粉じんの発生量・濃度を把握し、評価を行うことを目的に、公表されている石綿含有建築材料の施工時の石綿及び粉じん濃度のデータを収集・解析し、石綿及び粉じんの発生・濃度の関係を把握、石綿含有建築材料を使用している施工現場で石綿及び粉じん濃度の測定を行い、併せて作業条件、作業環境を調査するとともに、石綿含有建築材料製造企業を対象に、製品のライフサイクルについてアンケート調査を実施した。
平成10年度	石綿含有率低減化製品等調査研究	(社)日本石綿協会	建築物に使用している石綿含有建築材料の経年変化による石綿粉じんの飛散可能性の有無を把握することを目的として、石綿含有外装材料の経年変化による石綿の付着状態をローラー圧着法により把握するとともに、平成8年度、9年度の調査研究の成果及び過去の施工現場等における実測データに基づき石綿粉じんについてのデータ整理、工業用繊維・含有製品製造企業に対しライフサイクルについてのアンケート調査を実施した。
平成11年度	石綿含有率低減化製品等調査研究	(社)日本石綿協会	経年変化した石綿含有建築材料の石綿粉じんの飛散状況を把握することを目的として、屋外 airflow を想定し、飛散状況を測定することにより実態を把握するとともに、使用エネルギーから見た窯業系建築材料のライフサイクルアセスメント調査(資源、エネルギー、環境負荷発生量の視点から工場設備や機械設備の運転など直接的なものを対象に定量的にデータを収集し分析)を実施した。
平成12年度	平成12年度無機新素材産業対策調査(石綿含有率低減化製品等調査研究)	(社)日本石綿協会	平成3年度から実施してきた「石綿含有率低減化製品等調査研究」の最終年度に当たり、これまでの調査研究成果を総括した上で、石綿含有製品の将来を見通した方策を立案するため、我が国における石綿含有製品及び無石綿製品の生産現状、累積生産量、石綿禁止以降の対応動向についての調査研究、海外における石綿使用の規制に係る動向調査研究を実施した。
平成16年度	石綿含有窯業系建築廃材の石綿無害化及び健康影響に係る安全性の調査	(社)日本石綿協会	石綿含有窯業系建築廃材のリサイクルに資することを目的として、熱処理による非石綿化技術の検討、熱処理品の材料としての可能性の評価、熱処理による生成物の安全性の文献調査、熱処理生成物中の微量な石綿の有無を確認するための石綿検出技術の調査を実施した。

(別表3) アスベスト含有製品におけるJIS規格の廃止・改正の実施

A5301 水道用石綿セメント管	昭和63年 1月廃止
A5315 水道用石綿セメント管の石綿セメント継手	昭和63年 1月廃止
A9502 石綿保温材	平成 元年 2月廃止
A5425 合板補強石綿セメント板	平成 元年 4月廃止
A9503 けいそう土保温材	平成 2年 7月廃止
M8602 石綿	平成 4年 6月廃止
C2210 電気絶縁用石綿セメント板	平成 6年 6月廃止
R3456 水電解用石綿隔膜	平成 6年 7月廃止
R3450 石綿糸	平成 9年 3月廃止
R3451 石綿布	平成 9年 3月廃止
R3452 石綿組ひも	平成 9年 3月廃止
R3454 石綿板	平成 9年 3月廃止
A5405 石綿セメント円筒	平成16年10月廃止
A5423 住宅屋根用化粧スレート*	平成16年10月改正
A5430 繊維強化セメント板*	平成16年10月改正
R3455 産業機械用石綿ブレーキライニング	平成17年 3月廃止

* 原材料としてのアスベストを除外するための改正